

本文書または要求される事項に関してご不明な点がございましたら、認可された証券ディーラー、登録済の証券会社、銀行、弁護士、公認会計士、または、その他の専門家にご相談ください。

香港証券取引決済所および香港証券取引所は、本公告の内容について一切責任を負わず、本公告の正確性又は完全性について一切表明を行わず、また、本公告の内容の全部または一部から発生し、または、それを信じたことによるあらゆる損失に対する責任を明示的に否認します。



株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス

NIRAKU GC HOLDINGS, INC.

(日本で設立された有限責任の会社)

(証券コード: 1245)

中間配当金の受取通貨の選択または変更方法

本公告は、株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス(以下「当社」といいます)が行うものです。2019年1月8日に支払われる2018年9月30日の中間配当金(以下「中間配当」といいます)の支払に関して、当社公告にてお知らせしましたとおり、2018年12月7日現在の当社株主名簿に名前が載っており、中間配当金の受取通貨の選択または変更を希望される株主(以下「当社株主」といいます)様は、配当金通貨選択用紙(以下「選択用紙」といいます)を、下記のサイトからダウンロードして記入して下さい。

(日本語・英語版) http://www.ngch.co.jp/pdf/ej/NGCH_tr_ej20181207.pdf

(中国語版) http://www.ngch.co.jp/pdf/ec/NGCH_tr_ec20181207.pdf

選択用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、2018年12月14日の午後4時30分(香港時間)までに、「17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong」に所在する、当社の株主名簿管理人を務めるコンピューターシェア香港インベスターサービスリミテッド(Computershare Hong Kong Investor Services Limited)、または、〒963-8811 福島県郡山市方八町二丁目1番24号所在の当社迄ご返送ください。

部分的な通貨選択は許されません。当社株主は、当社の株式(以下「当社株式」といいます)の受益的所有者の代わりに当社株式を保有する名義人会社も含め、中間配当の一部を日本円で、一部を香港ドルで受取ることを選択できません。

香港中央結算有限公司(HKSCC)が運営する中央清算決済システム(以下「CCASS」といいます)に預託され、HKSCC 名義人会社(HKSCC NOMINEES LIMITED)の名で登録されている当社株式について受益権および議決権を保有する当社株式の受益的所有者(以下「CCASS 受益的所有者」といいます)は、CCASS から当社株式を引出し、株主名簿上の当社株主として名義書換を受けない限り、日本の会社法下、当社株主として認識されません。全ての CCASS 受益的所有者は、配当金の支払いを香港ドルで受けることとなります。

必要な手続きについて

以下の記載事項および選択用紙上の記載要領を注意してお読みください。

(a) 日本円で配当金(中間配当を含む)を受取る方法

日本円で配当金(中間配当を含む)を受取ることが希望される場合は、選択用紙の「セクション 1」中のチェック欄にチェックマークを入れ、「セクション 2」に記入してください。あるいは、前回、ご提供いただいた銀行口座の変更を希望される場合、銀行名、支店名、支店住所および口座番号等の日本の銀行口座の詳細を、選択用紙の「セクション 2」にご記入下さい。日付、電話番号を記入し、署名したうえで選択用紙をご返送ください。

(b) 香港ドルで配当金(中間配当を含む)を受取る方法

香港ドルで配当金(中間配当を含む)を受取ることが希望される場合は、特に何もする必要はございません。香港ドルで配当金(中間配当を含む)の受取ることが希望するが、ご自身の銀行口座への送金による配当を希望される場合、あるいは、前回、ご提供いただいた銀行口座の内容変更を希望される場合、銀行名、支店名、支店住所および口座番号等、香港の銀行口座の詳細を選択用紙の「セクション 2」に記入してください。日付、電話番号を記入し、署名したうえで選択用紙をご返送ください。

なお、以前に配当金通貨を選択済みで、その変更を希望しない場合には、改めて手続きをしていただく必要はございません。

本公告の日から 2018 年 12 月 14 日までの期間、印刷された選択用紙を下記の住所で入手する事が可能です。

コンピューターシェア香港インベスターサービスリミテッド
(Computershare Hong Kong Investor Services Limited)
住所: 17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong

選択用紙の受領確認書は発行いたしません。

選択用紙その他本件の詳細については、当社の下記の担当者へお問い合わせください。

若松恵美(わかまつめぐみ)
TEL: +81-24-992-3334
E-mail: megumi@niraku.co.jp

舘 好達(たちよしたつ)
TEL: +81-24-992-3334
E-mail: tachi@niraku.co.jp

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス

取締役会を代表して
議長、常勤取締役兼代表執行役
谷口 久徳("鄭承紀")

2018 年 12 月 7 日 日本国 福島

本公告の作成日において、当社の常勤取締役は、谷口 久徳氏、非常勤取締役は坂内弘氏、独立非常勤取締役は森田弘昭氏、南方美千雄氏、および小泉義広氏です。

*本書は、英語版を原文とし参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版の内容に相違がある場合、英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解については、いかなる場合においても株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。